

女性の健康の包括的支援に関する法律（案）の概要

目的

- 女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要
 - 女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要
 - 女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及・活用を図る必要
- ➡ 女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進

基本理念

- 人生の各段階における女性の心身の状態に応じて、適切かつ効果的な支援が行われること
- 社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた必要な支援が行われること
- 女性がその心身の状態、変化等を自覚し、自らの健康の保持増進に主体的に取り組むようにすることを基本とするとともに、女性の健康に係る社会的環境の整備が図られるようにすること
- 保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携が図られ、総合的に女性の健康の包括的支援が行われること

国及び地方公共団体が講ずべき施策等

- 女性の健康に関する教育活動、広報活動等を通じた知識の普及・啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する社会的な取組を促進するために必要な施策を講ずる
- 女性の健康週間（3月3日から3月9日まで）を設ける
- 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的又は総合的に提供する体制の整備、福祉等との連携その他の必要な支援を図るための施策を講ずる
- 出産に必要な医療を提供する施設の確保、当該医療提供施設等に関する情報の提供その他の必要な支援を図るための施策を講ずる
- 情報の収集提供体制の整備及び相談体制の整備その他の必要な支援を図るための施策を講ずる
- 女性の健康に関する調査研究の推進及びその成果の普及・活用の促進のために必要な施策を講ずる
- 女性の健康の包括的支援に必要な人材の確保等が図られるよう、必要な施策を講ずる
- 医療機関、関係団体等女性の健康の包括的支援に係る者との連携の強化に必要な施策を講ずる
- 女性の健康の増進及びその支援に係る国際的な動向及び連携について配慮する

基本方針等

- 厚生労働大臣は、女性の健康の包括的支援に関する施策の推進を図るための基本的な方針を定める
- 都道府県は、基本方針を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、女性の健康の包括的支援に関する施策につき、それらの推進に関する方針その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない

施策の実施の状況の公表

女性の健康包括的支援調整会議（厚労省、内閣府、文科省等の関係行政機関の職員で構成）の設置

女性の健康包括的支援推進会議（保健医療従事者・関係団体の代表者・学識経験者で組織）の設置

政府における必要な組織の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行